

村民各位

天龍村公共施設等における当面の対応について

天龍村長 永嶺 誠一

新型コロナウイルス特別警報Ⅰ(感染警戒レベル4)に移行されたことに伴い、当村の公共施設等における対応について下記のとおりといたします。ただし、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、対応の内容を見直す場合があります。

記

施設名	所管課(係名)	対応内容	実施期間
和知野川キャンプ場	地域振興課(商工観光係)	営業を再開します。	令和3年9月13日～
大河内森林公園キャンプ場	地域振興課(商工観光係)	営業を再開します。	令和3年9月13日～
ニセンジパターゴルフ場	地域振興課(商工観光係)	営業を再開します。	令和3年9月13日～
天龍温泉おきよめの湯	天龍温泉	温泉(浴場):通常営業 レストランゆとり:通常営業	令和3年9月13日～ (9月14日(火)は休まず営業します。)

教育委員会関係施設使用制限について

【基本的事項】			
<p>(1) 制限期間【令和3年(2021年)9月13日(月)から当面の間】</p> <p>(2) 利用可能な者は原則、村内在住の者に限る。 利用者全員の名簿をご提出ください(万が一、利用者の中に感染者がいた場合、後日確実に全員に連絡および調査が行えるようになるため)本名簿はこの目的以外には使用しません。 ※なお、当面の間は感染警戒レベルに応じた制限を行います。長野県で発表されている南信州地域の感染警戒レベルをご確認の上、以下の表をご覧ください。</p> <p>(3) 新型コロナウイルスの集団発生防止のため、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」とならない配慮をお願いします。(換気の徹底、隣の方と1m以上の間隔を保つ等)</p>			
施設名	使用可否	備考	連絡先
天龍村文化センター なんでも館	レベル5 (一部制限)	・文化伝承センター(ホール)は使用禁止。 ・上記以外の会議室等を利用される場合、長時間の滞在はご遠慮ください。	天龍村教育委員会 事務局 電話 0260-32-3206
	レベル2～4 (一部制限)	・利用可能な時間は2時間以内とします。 ・利用可能な者は、村内に住所を有し主として居住している者、村内事業所等に勤務している者に限る。	
天龍村図書館	レベル5 (一部制限)	・利用可能な時間は30分以内とします。 ・館内での飲食は禁止です。	
	レベル2～4 (一部制限)	・利用可能な時間は1時間以内とします。 ・館内での飲食は禁止です。	
天龍村村民体育館	レベル5(閉鎖)		
	レベル2～4 (一部制限)	・利用可能な者は、村内に住所を有し主として居住している者、村内事業所等に勤務している者に限る。 ・教育委員会へ事前申し込みがあった者に限り許可する。 申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。 事前申込のない使用については禁止させていただきます。	
天龍村営グラウンド 及び 天龍村テニスコート	レベル2～5 (一部制限)	・教育委員会へ事前申し込みがあった村内在住の者に限り許可する。 申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。 事前申込のない使用については禁止させていただきます。	
天龍村コミュニティー センター	レベル5 (一部制限)	・利用可能な時間は1時間以内とします。	
	レベル2～4 (一部制限)	・教育委員会へ事前申し込みがあった者に限り許可する。 申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。 事前申込のない使用については禁止させていただきます。 ・利用可能な時間は2時間以内とします。	

※ 裏面もご覧ください。

その他関係施設

施設名	管理者	対応内容
ふれあいステーション龍泉閣	ふれあいステーション龍泉閣	1階レストラン：昼・夜とも通常営業
		4階ラウンジ：営業時間17：00～20：00
		4階龍泉の湯（浴場）：営業時間（平日）15：00～20：00 受付終了（21：00 終了） （土日・祝日）12：00～20：00 受付終了（21：00 終了）
養護老人ホーム天龍荘	天龍村社会福祉協議会	面会は全面禁止。（当面）
特別養護老人ホーム天龍荘	天龍村社会福祉協議会	面会は全面禁止。（当面）
天龍村デイサービス	天龍村社会福祉協議会	基本的な予防対策（検温・消毒・行動記録確認他）を徹底し、安全を最優先して営業しますが、状況に応じて国等の指針に合わせ営業の縮小・中止あり

役場本庁舎

対応内容	実施期間
事務室分散 老人福祉センター1階へ一部の職員が分散して勤務します。 第一会議室（住民課・税務会計課の一部） 機能訓練室（総務課・地域振興課・建設課の一部）	令和3年9月13日～（レベル4以上の間）

老人福祉センター

対応内容	実施期間
一般の利用は2時間以内とし、飲食は禁止します。	令和3年9月13日～

天龍村役場 住民課

電話 0260-32-1021